

## 第4章 取り組み内容（施策の展開）

---

- |     |      |  |
|-----|------|--|
| I   | 基本方針 | 男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりの推進                            |
| II  | 基本方針 | 人権を尊重する安心なまちづくりの推進                                 |
| III | 基本方針 | だれもが活躍できる社会の実現<br><br>【浦添市働く女性の活躍推進計画】             |
| IV  | 基本方針 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶<br><br>【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】 |

## 第4章 取り組み内容（施策の展開）

### I 基本方針

#### 男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりの推進

##### < 現状と課題 >

○本市では、「浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター」を中心として、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできました。ハーモニーセンターでは、情報や書籍等の収集、紹介・発信等に取り組むとともに、各種講座の実施など、男女共同参画の意識啓発及び実践に向け庁内各部署に働きかけを行ってきました。今後は、男女共同参画施設の拠点施設としてより一層の充実が求められます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新しい受講スタイルの確立が課題となっています。

**市民意識調査** 社会の平等感を問う項目において、「学校教育の場」のみが『平等』の割合が半数を超える結果となっており、学校教育以外の社会のあらゆる場面における男女の平等感については、『男性の方が優遇されている』、『どちらかといえば男性の方が優遇されている』を合わせた回答が多数を占めており、未だ性別による不平等を感じている状況にあります。

○次世代に向けた意識啓発として、教育現場においても、日頃から幼児・児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、性別に捉われない教育の推進や、教職員への研修等を進めています。

○ハーモニーセンターは2018年に市民協働機能が加わり、「市民協働のまちづくり」を目指し、市民活動団体の育成や情報収集・発信を行っています。

○こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、引き続き、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない男女共同参画社会の形成を目指し、取り組みを一層加速していく必要があります。

##### 【用語解説】

##### 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法第2条）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(1) 市民への意識啓発・情報発信の推進

具体施策	施策の内容	所管課
①各種情報媒体をとおした意識啓発・情報発信の推進	ア) 広報うらそえやホームページ等をとおし、男女共同参画社会実現の意義や目的等をはじめ、関連する各種事業等について、広く市民に周知します。また、男女共同参画に関する最新情報や市の取り組み等について積極的に情報発信を行い、市民が興味関心を持てるような情報発信に取り組みます。	市民協働・男女共同参画課
	イ) 浦添市公式 LINE をはじめ、SNSの活用等、多様な情報媒体を活用し、市民が受け取りやすい情報発信を進めます。	市民協働・男女共同参画課
	ウ) 市が発行する広報誌や刊行物において表現の配慮についてガイドブックを作成し啓発します	市民協働・男女共同参画課、国際交流課
②市民の目に触れる場所での意識啓発・情報発信の推進	ア) ハーモニーセンターにある書籍の充実を図り、また、市立図書館とのタイアップによる企画展の開催等により、市民の目に触れる場での意識啓発や情報発信を進めます。	市民協働・男女共同参画課、社会教育推進課
	イ) 男女共同参画週間におけるパネル展の開催等、市役所を訪れた市民への意識啓発を図ります。	市民協働・男女共同参画課
③各種講座等への参加促進及び内容充実	ア) ハーモニーセンターで実施する関連講座をはじめ、生涯学習、社会教育、市民協働、就労分野等における各種講座を実施します。	市民協働・男女共同参画課、産業振興課、社会教育推進課
	イ) 啓発活動にあたっては、関係団体（地域活動分野・産業労働分野・自治会公民館等）との連携協働に努めます。	市民協働・男女共同参画課、産業振興課、市民生活課
	ウ) より多くの市民が気軽に参加し、学び理解を深められるよう、講座内容・開催方法等、社会動向や市民ニーズにあった工夫・充実に努めます。	市民協働・男女共同参画課、産業振興課、社会教育推進課
④男女共同参画推進条例、行動計画の周知	ア) 浦添市男女共同参画推進条例や第3次男女共同参画行動計画（本計画）について、その目的や意義、目指すべきまちの姿等について広く市民に周知し、男女共同参画社会の実現に向けた理解促進を図ります。	市民協働・男女共同参画課
⑤ハーモニーセンターの機能強化	ア) 男女共同参画の情報収集、発信を行うとともに、市民協働機能、人権機能、生涯学習機能を展開する市民交流によるまちづくりの拠点として、機能強化を図ります。	市民協働・男女共同参画課

（2）市民協働によるまちづくり

具体施策	施策の内容	所管課
①市民協働の推進	ア) 地域における課題の解決等にむけ、行政として、地域や市民、企業の方々と連携・協力しやすい仕組みづくりや、人材の育成なども行い、全庁的に「市民協働によるまちづくり」を推進していきます。	市民協働・男女共同参画課

（3）次世代に向けた意識啓発の推進

具体施策	施策の内容	所管課
①就学前教育・保育及び学校教育現場における意識啓発の推進	ア) 幼児・児童・生徒が互いに個性を認め合い、伸ばしていくことが出来るよう、性別に捉われない、教育等の推進や人権教育とあわせた意識啓発を図ります。	こども未来課、学校教育課、こども青少年課、市民協働・男女共同参画課
	イ) 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない学びの場をつくります。	こども未来課、学校教育課、市民協働・男女共同参画課
	ウ) 男女共同参画に関する知識を深め、共通理解を図るため、職員への研修機会の確保を図ります。	学校教育課、こども未来課、市民協働・男女共同参画課
	エ) 児童生徒の職業観等の育成のため、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、性別に捉われない進路・職業選択を促します。	学校教育課、こども青少年課

## Ⅱ 基本方針

### 人権を尊重する安心なまちづくりの推進

#### ＜ 現状と課題 ＞

○国の第5次計画の目指すべき社会に「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる社会」とあるように、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向け、本市では、人権教育や人権相談等に取り組んでいます。また、セクシュアルハラスメントは深刻な人権侵害であるという意識啓発や、防止に向けた情報発信、被害者が相談できる窓口の周知等が必要です。さらに、平和なまちづくりのため、平和学習や平和交流事業等にも注力しています。

○生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。1994年の「国際人口・開発会議」において、重要な人権のひとつとして※1「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念が提唱されました。こうした人権を尊重していくためには、あらゆる世代への意識啓発をはじめ、望まない妊娠の防止や性感染症への正しい理解促進等、発達段階に応じた性教育を進めていく必要があるとともに、市民がいつまでも健やかな生活を送れるよう、ライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりの支援に努めていく必要があります。

#### 【用語解説】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

※1 「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認証されています。リプロダクティブヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産・子どもは健康に生まれ育つことなどが含まれています。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会的に弱い立場にある者に、より深い影響を与えています。非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥る女性が増加しています。女性の貧困等の解消と同時に子どもの貧困対策も重要であり、沖縄県が平成28年に発表した調査報告によると、子どもの相対的貧困率は29.9%と、全国の約2倍、約3人に1人が貧困状態であるという結果が出ています。こうした状況を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るためには、学習支援や生活支援、保護者への就労支援等、様々な支援を進めていく必要があります。また、子どもに限らず、高齢者・障がい者・外国人等、女性であること

で、さらに複合的に生活上の困難を抱える方への環境整備が急務となっています。

○近年、大規模な災害が多発しており、人々の生活を脅かしています。災害が発生すると、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが予測されます。過去の事例では、避難生活における食料の確保やけが人・病人の世話等の家庭的な役割が女性に集中することや、非常時における男女のニーズの違いが配慮されないといった課題が明らかにされています。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であり、防災施策の決定過程や防災現場における女性の参画拡大が求められています。

### （1）人権意識の高揚促進

具体施策	施策の内容	所管課
①人権意識の啓発	ア) あらゆる人々の人権を尊重する意識の高揚を図るため、ハーモニーセンターを拠点に情報発信を行うとともに、人権相談等を通して市民の困りごとへの対応等に努めます。	市民協働・男女共同参画課
	イ) 教育のあらゆる活動・場面において、発達段階に応じた人権教育を推進します。	学校教育課、市民協働・男女共同参画課
②平和な社会づくりと国際社会への貢献	ア) 平和なまちづくりのため、平和学習や平和交流事業等により、恒久平和を希求する意識の高揚を促進します。	国際交流課、社会教育推進課、学校教育課
	イ) 国際交流協会や国際協力機構沖縄センター（JICA 沖縄）等と連携し交流機会の確保を図るなど、市民の異文化等に対する相互理解の促進を図ります。	国際交流課
③セクシュアルハラスメント防止に向けた支援	ア) セクシュアルハラスメントは重大な人権侵害であるという意識啓発を図ります。	市民協働・男女共同参画課、学校教育課
	イ) 相談窓口の周知を図り、被害者の負担軽減や解決に向けた支援等を行います。	市民協働・男女共同参画課、こども庭課家

(2) 生涯にわたる健康づくりの支援

具体施策	施策の内容	所管課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重	ア) 女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、情報提供や講座の実施等による意識啓発を図ります。	市民協働・男女共同参画課、こども家庭課
②発達段階に応じた性教育・思春期教育の実施	ア) 児童生徒が性についての理解を深めることができるよう、男女の身体機能の違いやしきみ、望まない妊娠の予防に関する啓発、性感染症等への正しい知識の普及、デートDV防止教育等、発達段階に応じた性教育・思春期教育を進めます。	学校教育課、こども家庭課、市民協働・男女共同参画課
③ライフステージに応じた健康づくり支援	ア) 「健やか親子うらそえ21」、「健康・食育うらそえ21」「てだこ高齢者プラン」「スポーツ推進計画」等の関連計画に基づき、母子保健事業や各種健診の受診勧奨及びスポーツ参加の促進等、ライフステージに応じた健康づくりの支援を行います。	こども家庭課、健康づくり課、いきいき高齢支援課、文化スポーツ振興課

(3) 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

具体施策	施策の内容	所管課
①貧困等生活上の困難に対する支援	ア) 女性の貧困等生活上の困難に対する支援や子どもたちへの生活・学習支援等、環境の整備を進めます。	保護課、こども未来課、こども家庭課
②就職困難者への就労支援	ア) 沖縄労働局との「雇用対策協定」に基づき、労働局との連携による就職困難者（高齢者、障がい者、ひとり親、生活困窮者等）への就労支援に取り組みます。	産業振興課、障がい福祉課、保護課、こども家庭課
③ひとり親家庭への支援	ア) 「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」に基づくひとり親家庭への支援策の推進を図るとともに、計画の適切な進捗管理と見直しを行います。	こども家庭課
	イ) 母子生活支援施設「浦和寮」の活用により、生活上の課題を抱える母子世帯の生活支援及び自立支援を行います。	こども家庭課
	ウ) ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、資格取得への支援やセミナーの開催、母子・父子自立支援プログラムの作成支援等による就業支援の充実を図ります。	こども家庭課、産業振興課

	<p>エ) ひとり親家庭が安心して就労できるよう、保育サービスの充実や、優先的入所に取り組み、待機児童解消等の推進を図ります。</p>	<p>こども未来課、こども家庭課</p>
	<p>オ) ひとり親家庭の抱える課題等にきめ細かな対応ができるよう、相談体制の充実や相談員のスキルアップ、窓口の周知等を図ります。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>④高齢者・障がい者・外国人等への生活支援</p>	<p>ア) 「てだこ高齢者プラン」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくり・介護予防支援や介護サービスの充実、地域での支え合い促進等を進め、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。</p>	<p>いきいき高齢支援課、福祉総務課、健康づくり課</p>
	<p>イ) 「てだこ障がい者プラン」に基づき、相談体制の充実や障害福祉サービスの充実、就労支援等、障がい者の自立と社会参加を実現し、共に生きる地域社会づくりに取り組みます。</p>	<p>障がい福祉課、福祉総務課</p>
	<p>ウ) 外国人にも住みやすいまちづくりを目指すため、外国語表示による情報提供や窓口等での外国人対応の充実等を図ります。</p>	<p>国際交流課</p>
<p>⑤防災における男女共同参画の推進</p>	<p>ア) 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、防災危機管理担当部局と男女共同参画担当部局との連携を促進し、災害・復興時の男女共同参画の視点からの取り組みを推進します。</p>	<p>市民協働・男女共同参画課、防災危機管理課</p>

### Ⅲ 基本方針

## だれもが活躍できる社会の実現

### 【浦添市働く女性の活躍推進計画】

#### ＜ 現状と課題 ＞

○仕事は生活の基盤であるとともに、自己実現にもつながり、働きたい人誰もが能力を発揮できる環境づくりが求められます。国においては、2015年8月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、女性の職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備や支援等に国を挙げて取り組む方針を示しました。これにより、国や地方自治体、一定規模以上の民間事業主は、女性の活躍に関する状況の把握や改善点の分析及びそれに対する取り組み内容、目標値等を盛り込んだ事業主行動計画の策定が義務付けられるなど、女性が活躍するための環境整備の推進が期待されています。

○働きたい人全てが仕事・家庭生活・地域活動やまちづくり等、希望する活動のどちらかしかできない状況を打開するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が大切です。固定的な性別役割分担意識が残る中で女性が家事・育児・介護等を担っている状況が多く、男性の積極的な参加を促進する必要があります。さらに、未だに取得率の低い男性の育児休業・介護休業等の取得率向上も必要です。

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする募集・採用、配置・昇進等における差別的取扱い、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等が行われない職場づくりの促進が必要です。

#### 事業所意識調査

ポジティブ・アクションとは・・・これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例えば、営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半であるなど）このような格差を解消するための事業者が行う自主的かつ積極的な取り組み。

「ポジティブ・アクション」を知っていましたかの問いに、知らなかったという回答が5割となり、職場内での男女格差を改善する積極的な取り組みがまだ進んでない状況がうかがえます。

○女性の活躍推進のためには、個々の能力向上や能力を活かせる環境づくりが必要不可欠です。その環境づくりのために、雇用の場での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取り組みの推進が必要です。

○多様な視点を政策・方針へ反映していくため、政策・方針決定過程への女性の参加拡大とともに、浦添市女性団体連絡協議会への支援や就業に係る支援の充実を図り、誰もが活躍の幅を広げられるような社会の実現を進めていく必要があります。

（1）家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

具体施策	施策の内容	所管課
①家庭生活における男女共同参画の推進	ア) 市民が家庭生活や地域活動、仕事の調和を図り、自らの望むライフプランを選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図ります。	市民協働・男女共同参画課、産業振興課
	イ) 男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、各種講座の実施や内容の工夫等に取り組みます。	市民協働・男女共同参画課
②職場環境における男女共同参画の推進	ア) 未だ取得率の低い男性の育児休業・介護休業等の取得促進に向け、事例紹介等を通じた情報発信・意識啓発を行います。	市民協働・男女共同参画課、産業振興課
	イ) 市役所における男性の育児休業・介護休業の取得を促進するとともに、男女共同参画社会に向けた働き方を発信していきます。	職員課、市民協働・男女共同参画課
	ウ) 保育サービス、放課後児童クラブの充実や待機児童の解消等をはじめ、くるみん企業等 <sup>*1</sup> や沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業 <sup>*2</sup> の認定促進、イクボス宣言 <sup>*3</sup> の普及啓発など、子育てしながら働く環境づくりを推進します。	こども未来課、こども政策課、産業振興課、市民協働・男女共同参画課
	エ) 男女雇用機会均等法や労働基準法、女性活躍推進法等の各種法制度の周知を図るとともに、長時間労働の是正等、就労環境改善について意識啓発を行います。	産業振興課、市民協働・男女共同参画課
	オ) 沖縄労働局等との連携により、フレックスタイム制度やテレワーク <sup>*6</sup> 、短時間正社員制度の導入促進等、多様な働き方への意識啓発を行います。	産業振興課、市民協働・男女共同参画課
③職場や就職活動における各種ハラスメントの防止	ア) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止対策を推進します。	産業振興課、職員課、市民協働・男女共同参画課

具体施策	施策の内容	所管課
④地域における男女共同参画の推進	ア) 市民がまちに愛着と当事者意識を持ち、充実した地域生活を送れるよう、地域活動やまちづくり活動への参画を促進します。	市民協働・男女共同参画課、市民生活課、社会教育推進課

(2) 女性が能力を発揮するための支援等の充実

具体施策	施策の内容	所管課
①政策・方針決定過程への女性の参画拡大	ア) 政策・方針決定過程に男女が共に参加し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、政治、経済、公共等あらゆる分野での女性の登用を促進します。	市民協働・男女共同参画課
	イ) ポジティブ・アクション <sup>*4</sup> に取り組む企業の紹介など、企業の積極的な取り組みを支援します。また、女性活躍加速化助成金 <sup>*5</sup> の案内等により、積極的な取り組みを促します。	市民協働・男女共同参画課、産業振興課
	ウ) 市役所における女性の指導的地位登用率向上及び審議会・委員会への女性登用の取り組みを促進します。	職員課、市民協働・男女共同参画課
②女性団体等への支援	ア) 浦添市女性団体連絡協議会への支援や県外・海外研修への派遣等により、女性が一層活躍できる社会づくりに向けたネットワークの拡充、リーダー育成を支援します。	市民協働・男女共同参画課
③就業者のスキルアップ、創業、再就職等に係る支援の充実	ア) 女性が自らの能力をさらに伸ばし、活かせるよう、資格取得等のスキルアップ支援を行います。	産業振興課
	イ) 妊娠・出産、介護等様々な理由により、一度離職した女性に対する再就職支援の充実を図ります。	産業振興課、市民協働・男女共同参画課
	ウ) 女性が能力を発揮し、魅力あるコンテンツを生み出せるよう、商工会議所等との連携や浦添市産業振興センター結の街の活用等を進め、創業支援の充実を図ります。	産業振興課

【用語解説】

- ※1 くるみん企業：「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた企業です。認定を受けるには一定の基準を満たしたうえで、申請を行う必要があります。さらに進んだ取り組みをしている企業は「プラチナくるみん」の認定を受けることができます。
- ※2 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業：沖縄県では、一定要件を満たした企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業として認証を行っています。
- ※3 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織のより良い成果を実現しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指します。
- ※4 ポジティブ・アクション：これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例えば、営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半であるなど）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みを指します。
- ※5 女性活躍加速化助成金：女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「取組目標」、「数値目標」の達成に向けた「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に厚生労働省が助成金を支給します。
- ※6 テレワーク：勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる形態を指します。

【用語解説】

【ハラスメント行為】

- セクハラ：セクシュアルハラスメントの略。職場におけるセクシュアルハラスメントは、「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応（拒否や抵抗）により労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されることです。職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるほか、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。男女雇用機会均等法により、事業主にその対策が義務付けられています。
- パワハラ：パワーハラスメントの略。職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。
- マタハラ：マタニティハラスメントの略。働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのことを指します。妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いは法律で禁止されています。
- パタハラ：パタニティハラスメントの略。働く男性の育児や介護を理由とした休暇取得や残業の拒否、時短勤務の取得等を妨害する行為を指します。
- アカハラ：アカデミックハラスメントの略。大学法人などの学術機関において、教職員（教授等）が権力を背景に学生や他の教員に対して行う嫌がらせ行為を指します。

## IV 基本方針

### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】

##### < 現状と課題 >

○女性に対する暴力行為は非常に深刻な人権侵害であり、時には命を脅かす犯罪行為となるため、あらゆる暴力を許さないという社会の形成が必要です。配偶者等からの暴力は、外部から発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、子供に対しても重大な影響があります。人権を守り、男女平等の実現を図るため、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための取り組み強化が必要です。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、全国のDV相談件数が増加しています。（令和2年度は前年度より1.6倍）

○本市においては、こども家庭課に女性相談窓口を設置し、女性の多岐にわたる課題に対する相談体制を構築しています。こうした各種相談業務の中で、夫等の問題や児童虐待に関する相談も多く、その対応が求められています。

○男性へのDVも対策が必要です。市民意識調査では、男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」という割合が女性（32.2%）より高い（50.0%）結果になりました。

##### 市民意識調査

DVについて「家族や知人などから相談されたことがある」「身近に当事者がいる」「身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある」という割合が合算して4割を超え、さらに、被害に遭ったにも関わらず「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」とする回答が4割弱になりました。

○このような状況から、より多くの市民に対する意識啓発や通報・通告の周知、デートDV等、子供、若年層に対する性的な暴力の予防教育、相談窓口の周知及び体制の充実、被害者への生活再構築に向けた支援等、様々な対応の充実が求められます。

（1）あらゆる暴力の防止に向けた取り組み

具体施策	施策の内容	所管課
①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	ア) DVをはじめ、デートDV、女性に対するあらゆる暴力（性犯罪・性暴力、ストーカー等）また、子供、若年層に対する性的な暴力の防止に向けた予防教育・意識啓発を進めます。	こども家庭課、学校教育課、市民協働・男女共同参画課
②相談窓口の周知と相談体制の充実	ア) 女性相談や家庭児童相談等の市内の相談窓口をはじめ、沖縄県配偶者暴力相談支援センター、警察等の相談窓口の周知を継続して行います。また、市民をはじめ学校など関係機関からもすぐに相談できるよう、庁内窓口の周知強化に努めます。	こども家庭課
	イ) 相談員の研修機会の確保によるスキルアップ支援や相談員の適正配置により、相談対応の充実を図ります。	こども家庭課
③被害者支援の充実	ア) 市民への通報・通告 <sup>※1</sup> の周知を図るとともに、庁内の各種窓口や健診事業、保育所等、学校及び民生委員等関係団体との連携により、DV被害者やその子どもの虐待等の早期発見、早期対応に努めます。	こども家庭課、市民協働・男女共同参画課、こども未来課、学校教育課、福祉総務課
	イ) 沖縄県配偶者暴力相談支援センター等との連携のもと、安全な一時保護等へつなぎます。	こども家庭課
	ウ) 被害者情報保護について、庁内で共通認識を持つとともに、被害者の住民票等の交付・閲覧制限措置や住民基本台帳システムにおける住所の閲覧制限等に取り組みます。	市民課、こども家庭課、学校教育課、こども未来課
	エ) 被害者が新たな生活をスタートさせるために必要な住居確保や就労等の支援に努めます。	こども家庭課、保護課、建築営繕課

【用語解説】 通報・通告

※1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の第6条には、DVを受けている者を発見した場合の通報の努力義務が、また、「児童虐待の防止等に関する法律」の第6条には児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務が規定されています。



